

山梨県公報

号外第十四号

令和六年

三月三十一日

日 曜 日

○山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

目次

○山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第三十八号)(税務課)

1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一)個人県民税所得割における定額減税

(1) 令和六年度分の個人県民税所得割から、納税者分の一万円に控除対象配偶者を含めた扶養家族一人につき一万円を加算した額の合計額を個人住民税所得割に占める個人県民税所得割の割合であん分した額の減税を実施する。

(2) 控除対象配偶者でない同一生計配偶者がいる場合、令和七年度分の個人県民税所得割から、控除対象配偶者でない同一生計配偶者分の一万円を個人住民税所得割に占める個人県民税所得割の割合であん分した額の減税を実施する。

(3) ふるさと納税の特例控除上限額(所得割額の二割)について、定額減税前の所得割額とする。

(二)不動産取得税の特例措置の適用期限の延長

(1) 新築住宅を宅建業者等が取得したものとみなす日を、住宅新築の日から一年を経過した日とする特例措置等の適用期限を二年延長する。

(2) 住宅の取得及び土地の取得に対する税率を三パーセントとする特例措置及び宅地評価土地の取得に対する課税標準を二分の一とする特例措置を三年延長する。

(三)軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を三年延長する。

(四)狩猟税の鳥獣被害対策の推進を目的とした課税免除等の特例措置の適用期限を五年延長する。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第三十八号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の二の第三項中「次条第二項」を「附則第六条の二の第二項、前条第二項及び次条第二項」に、「同項第二号」を「附則第六条の二の第二項第一号及び前条第二項第一号中「及び附則」とあるのは、「附則第六條の二の四第二項及び附則」と、次条第二項第二号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条を附則第六条の二の四とし、附則第六条の二の次に次の二条を加える。

(令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第六条の二の二 令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別

税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者(次項及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第二十一条から第二十二條の二まで、附則第四条第一項、附則第六条の二第一項及び附則第六条の三第二項並びに法第三十七條の三、法第三十七條の四、法附則第五條の五第一項及び法附則第七條の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族(法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超える場合には、一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超えない場合には、同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十一条から第二十二條の二まで、附則第四条第一項、附則第六条の二第一項及び附則第六条の三第二項並びに法第三十七條の二

三、法第三十七条の四、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、法附則第三条の三五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前二項の規定の適用がある場合における第二十二条の二第二項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第六条の二の二第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）とする。」とする。

第六条の二の三 令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除

税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第二十一条から第二十二条の二まで、附則第四条第一項、附則第六条の二第一項及び附則第六条の三第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十一条から第二十二条の二まで、附則第四条第一項、附則第六条の二第一項及び附則第六条の三第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、法附則第三条の三五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第十条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十条の三第一項、第十条の五第一項及び第三項並びに第十二条の十三第一項中

「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
附則第十二条の十六の二及び第十二条の十六の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。